

# 放送大学学園役員給与規則

平成15年10月1日  
放送大学学園規則第6号

改正 平成15年11月1日、平成16年3月30日、  
平成17年11月7日、平成18年3月13日、  
8月28日、平成19年3月19日、平成20年  
3月19日、平成21年3月19日・3月30日・  
6月16日・12月1日、平成22年3月15日・  
12月1日、平成23年3月7日、平成24年3  
月22日・8月31日、平成26年12月1日、  
平成27年3月17日、平成28年2月24日・  
3月15日・11月30日、平成29年3月17日・  
12月26日、平成30年3月13日・12月7日・  
平成31年3月15日、令和元年5月31日・12  
月6日、令和2年3月13日・5月29日・12  
月8日、令和4年5月31日・12月7日、令  
和5年12月5日

## (目的)

第1条 この規則は、放送大学学園の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について定めることを目的とする。

## (役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、特別調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

## (給与の支給日)

第3条 本給、特別調整手当及び通勤手当は、その月の月額を毎月17日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

## (本給)

第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。

理事長	992,000円
学長たる理事	961,000円
理事	806,000円
監事	693,000円

## (特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、本給月額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 役員がその在勤する地域を異にして異動した場合に、異動後の特別調整手当の支給割合が当該異動の日の前日に受けていた特別調整手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間、一般職給与法第11条の7の規定に準じて特別調整手当を支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、放送大学学園職員給与規則（平成15年放送大学学園規則第7号。以下「職員給与規則」という。）第14条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 通勤手当の月額、職員給与規則第14条第2項から第5項までに規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則の適用を受ける者の例に準ずる。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員となった者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の65を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間には、国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と、「公務」とあるのは「放送大学学園の業務」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第7条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の職務実績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その退職に引き続き国家公務員となった者を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の役員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎額として、次項に定める成績率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- 三 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- 四 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- 五 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70

- 六 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- 七 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- 八 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- 九 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- 十 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- 十一 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- 十二 15日以上1箇月未満 100分の10
- 十三 15日未満 100分の5
- 十四 零 零

3 勤勉手当に係る成績率は、基準日6箇月以内の期間における職務実績に基づき、職務実績が良好な者の成績率を100分の99として、その都度基準を定めるものとする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、前項に定める勤勉手当の基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

4 前条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(日割計算)

第8条 新たに役員となった者には、その日から本給及び特別調整手当（以下本条において「本給等」という。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本給等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給等を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給等の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。ただし、非常勤役員が非常勤役員手当の支給を辞退する場合、又は本務として勤務する機関が無報酬を条件として兼業を認める場合等特別な事由がある場合には、非常勤役員手当の全部又は一部を支給しないことがある。

理事 17,000円

監事 150,000円

2 第3条及び前条の規定は、非常勤役員手当の支給日及び日割計算について準用する。この場合において、第3条中「本給、特別調整手当及び通勤手当」とあり、及び前条中「本給及び特別調整手当」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定によりがたい者については、常勤役員の給与を基に、その者の占める職及び勤務形態を考慮して、理事長が別に定める。

(給与の支払方法)

第10条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によつて支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 放送大学学園法（平成14年法律第156号。以下「新法」という。）附則第3条第1項の規定により、放送大学学園法（昭和56年法律第80号）に基づき設立された放送大学学園（以下「旧学園」という。）から新法に基づき設立された放送大学学園（以下「新学園」という。）に引き続き役員として承継された者のこの規則の適用については、旧学園に在職していた期間も新学園に在職していたものとみなす。
- 3 平成21年6月に支給する特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。
- 4 平成22年6月及び12月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の62.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の60」とする。
- 5 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員に対する本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 特別調整手当 当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
  - 二 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - 三 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 7 第5項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成15年11月1日）

- 1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年10月31日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日（以下「就任日」という。））において役員が受けるべき本給、特別調整手当、通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月（就任日の属する月）から同年10月までの月数（月の途中で新たに役員となった者においては、就任日の属する月の翌月から同年10月までの月数）を乗じて得た額
  - 二 平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に掲げる額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成16年3月30日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつて

は、新たに役員となった日（以下「就任日」という。）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月（就任日の属する月）から同年11月までの月数（月の途中で新たに役員となった者においては、就任日の属する月の翌月から同年11月までの月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

- 3 前項第1号に掲げる額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年3月13日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する役員（施行日後に任期満了し、再び役員に任命された場合を除く。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による本給を支給される役員に関する改正後の放送大学学園役員給与規則第5条第2項及び第7条第2項並びに放送大学学園役員退職手当規則（平成15年放送大学学園規則第9号）第2条の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額と放送大学学園役員給与規則の一部を改正する規則（平成17年放送大学学園規則第6号）附則第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則（平成18年8月28日）

この規則は、平成18年8月28日から施行する。

附 則（平成19年3月19日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月16日）

この規則は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成21年12月1日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の放送大学学園役員給与規則（以下「新給与規則」という。）第7条第2項及び第7条の2第3項の規定の適用については、第7条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第7条の2第3項中「100分の75」とあるのは「100分の80」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。
- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、新給与規則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員以外の者から役員（以下この項において「減額改定対象役員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象役員となった日）において減額改定対象役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額合計額に10

0分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象役員以外の職員であった期間がある役員にあっては、当該月数から別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において減額改定対象役員であった者に同月に支給された特別手当の支給額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年3月15日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の放送大学学園役員給与規則（以下「新給与規則」という。）第7条の2第3項の規定の適用については、同項中「100分の77.5」とあるのは、「100分の75」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、新給与規則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員以外の者から役員となった者）にあっては、その役員となった日）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成23年3月7日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、放送大学学園役員給与規則第7条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に役員以外の者から役員となった者）にあっては、その役員となった日）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

二 平成23年6月1日において役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則（平成24年8月31日）

この規則は、平成24年8月31日から施行する。

附 則（平成26年12月1日）

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「100分の72.5」とあるのは「100分の87.5」とし、「100分の77.5」とあるのは

「100分の92.5」とする。

- 3 監事を除く常勤役員については、前項中「87.5」とあるのは「72.5」と、「92.5」とあるのは「77.5」と読み替えて適用する。

附 則（平成27年3月17日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する監事で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる場合には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定による本給を支給される役員に関する改正後の放送学園役員給与規則第5条第2項、第7条第2項及び第7条の2第2項並びに放送大学学園役員退職手当規則（平成15年放送大学学園規則第9号）第2条の適用については、「本給月額」とあるのは「本給月額と放送大学学園役員給与規則附則（平成27年3月17日）第2項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則（平成28年2月24日）

- 1 この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「100分の80」とあるのは「100分の85」とし、「100分の85」とあるのは「100分の90」とする。

附 則（平成28年3月15日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日）

- 1 この規則は、平成28年11月30日から施行する。
- 2 平成28年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「100分の82.5」とあるのは「100分の92.5」とし、「100分の87.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則（平成29年3月17日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日）

- 1 この規則は、平成29年12月26日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」とし、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則（平成30年3月13日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月7日）

- 1 この規則は、平成30年12月7日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- 2 平成30年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」とし、「100分の95」とあるのは「100分の100」とする。

附 則（平成31年3月15日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日）

この規則は、令和元年5月31日から施行する。

附 則（令和元年12月6日）

- 1 この規則は、令和元年12月6日から施行する。
- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「1

00分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とし、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附 則（令和2年3月13日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日）

この規則は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月8日）

1 この規則は、令和2年12月8日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

2 令和2年12月に支給する期末手当の第7条第2項の規定の適用については、同項中、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（令和4年5月31日）

この規則は、令和4年5月31日から施行する。

附 則（令和4年12月7日）

1 この規則は、令和4年12月7日から施行する。

2 令和4年12月に支給する勤勉手当の第7条の2第3項の規定の適用については、同項中、「100分の96.5」とあるのは「100分の99」とし、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和5年12月5日）

1 この規則は、令和5年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第7条第2項及び第7条の2第3項の規程の適用については、第7条第2項中「100分の65」とあるのは「100分の67.5」、第7条の2第3項中「100分の99」とあるのは「100分の101.5」とし、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。